



テレビショッピング 注文の電話でもしつかり確認！

<相談事例1>

テレビショッピングで購入した膝のサポーターが、まったく伸縮性がなく、痛くて着用できない。捨てるしかないだろうか。(80歳代 女性)

<相談事例2>

テレビショッピングで首周りのマッサージ器を購入したが、広告と動作がことなる。解約を申し出たが、「使用済みのため返品不可」との回答。不満である。(60歳代 女性)

テレビショッピングは実物の確認ができないため、「イメージ違い」や、「キャンセルの可否」等に関するトラブルが報告されています。年代別にみると、70歳以上の相談が全体の約8割弱を占めています。

◆ アドバイス ◆

- ◆ テレビ広告の情報だけではなく、電話口でも商品についてよく確認しましょう。
- ◆ 返品・解約条件を確認しましょう。
- ◆ 意図せず定期購入になってないか確認しましょう。
- ◆ 判断力が低下した高齢の方が次々に購入してしまう場合、家族等から事業者へ相談しましょう。



おかしい！困った！と思ったら
消費生活センターにご相談ください

消費者ホットライン ☎188(いやや) ※通話料はすべて有料です
～あなたの地域の消費生活センターにつながります～

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎ 861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎ 582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎ 951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎ 641-9782

※令和8年1月より、これまで隨時受けていた「来所相談」は、原則、事前に「電話相談」していただき、必要な場合のみとさせていただきます。
ほとんどのご相談は電話で対応可能であり、皆さんに来所いただく負担を軽減するためです。
何卒ご理解とご協力ををお願い申し上げます。



まもりん



みもりん